

平成23年度水産関係補正予算パンフレット集

平成23年5月
水産庁

対象者	ニーズ	主な内容	項
漁業関係者の方へ	漁業が再開できるよう漁場の再生を行いたい	漁場における漁業者グループによるガレキの回収処理等を支援します。 (漁場復旧対策支援事業)	1
漁船・定置網に被害を受けた漁業者の方へ	漁船や定置網を新たに取得したい	共同利用の漁船・定置網の導入を支援します。 (共同利用漁船等復旧支援対策事業)	3
養殖業者の方へ	被害を受けた養殖施設の整備をして、いち早く養殖業を再開したい	養殖施設の復旧を支援します。 (養殖施設災害復旧事業)	5
種苗生産施設をお持ちの方へ	平成24年春のさけ・ます種苗放流を行いたい	さけ・ます稚魚放流のための施設の整備を支援します。 (さけ・ます生産地震災害復旧支援緊急事業)	7
水産加工業者の方へ	加工施設の新しい機器を導入したい	市場、加工場、冷凍・冷蔵施設などですぐ使う機器等の整備を支援します。 (水産業共同利用施設復旧支援事業)	9
		漁協等の共同利用施設の復旧を支援します。 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業)	11
漁業者等の方へ	ローンの負担をなくしたい	ローンの利息が0%になります。 (漁業関係資金無利子化事業)	13
	通常融資を受けるために必要な担保も保証人もない	無担保・無保証人で日本政策金融公庫の融資が受けられません。 (漁業関係公庫資金無担保・無保証人事業)	15
		漁業信用基金協会が借入金を全額保証します。 (漁業者等緊急保証対策事業)	17
漁協の方へ	漁協を再建したい	漁協再建のための資金の利息が0%になります。 (漁協経営再建金融支援事業)	19

漁場におけるガレキ等の回収処理を支援します

〔漁場復旧対策支援事業（申請先：県）〕 事業メニュー

1) 漁場漂流物回収処理事業 ⇨ 漂流物の除去



2) 漁場堆積物除去事業 ⇨ 海底調査、堆積物の除去



* 1) 及び2) は専門業者による大型のガレキ等の回収処理です。

3) 漁場生産力回復支援事業 ⇨ 漂流物の回収、磯、藻場、干潟等の清掃 (漁業者の方の取組支援)

5人以上の漁業者でグループを作って、漁場のガレキ等の回収処理等を行うと支援が受けられます。

漁船漁業、定置網業、養殖業などの漁業者やその従事者の方がグループを作ることができます。

(漁業者の家族等、漁業者以外の参加者も支援を受けることができます。)

漂流物の回収（漁具・たも網等） 磯、藻場、干潟の清掃



次のような助成が受けられます

- 労 賃 1日1人あたり 12,100円
(半日 6,050円)
- 船舶借料 1日1隻あたり 21,000円~92,500円
(トン数に応じて変わります)
- その他の活動経費 実費 (ゴミ袋、トラック等のレンタル費用等)

事業の進め方

県もしくは最寄りの漁連・漁協に相談しましょう



5人以上のグループが対象



漁業者で5人以上のグループを作りましょう



漁協と相談しながら活動計画を作りましょう



漁協は県に活動計画を申請しましょう

連絡先

申請については、お住まいの都道府県にご相談ください。また、事業内容等については、都道府県及び水産庁漁場資源課までご連絡ください。

TEL 03-6744-2382 FAX 03-3502-1682

共同利用漁船等復旧支援対策事業

漁業者の皆さんが共同で
利用する漁船・定置網の
導入を支援します。

漁業協同組合等による共同利用漁船等の導入



漁業の再開



※ 個人での漁船の再取得が困難な場合でも
共同利用漁船を使って漁業の再開が可能

事業の内容

東北地方太平洋沖地震・津波により被害を受けた漁業者が共同で利用する漁船や定置網の建造・取得について支援します。

漁協等が自営する場合も支援の対象とします。

(補助対象)

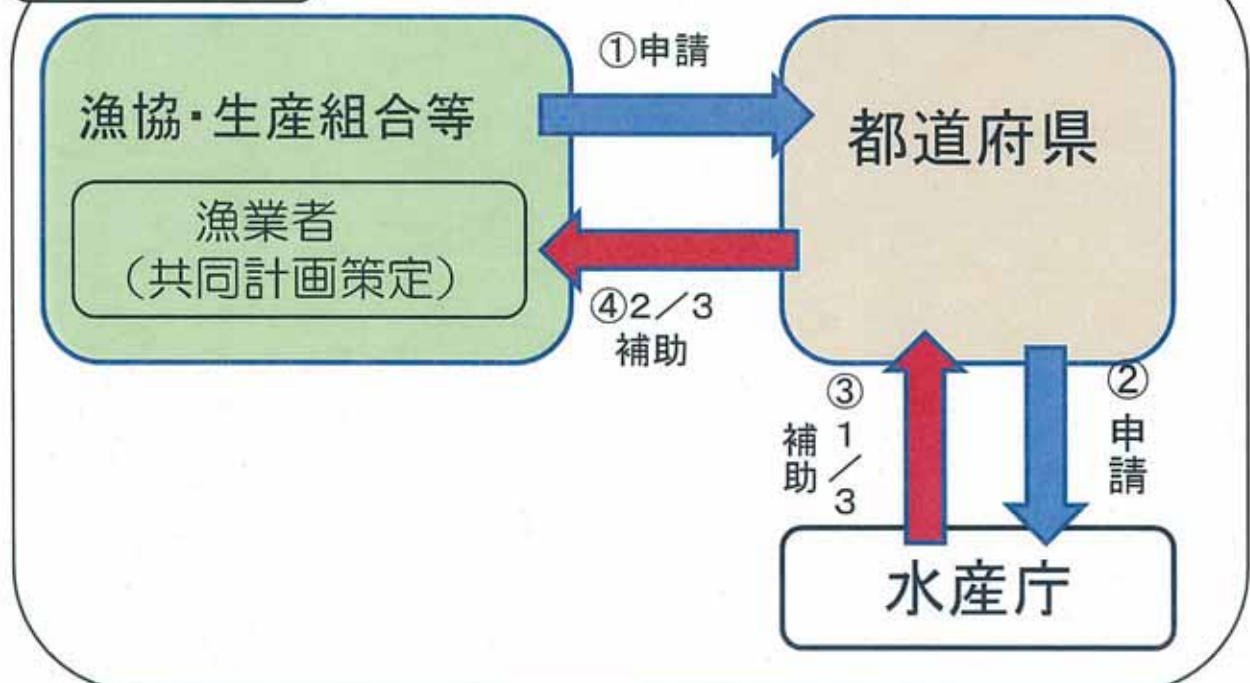
漁協等が行う漁船の建造、中古船の取得、定置網の取得・設置 (漁労設備(漁具等)も対象になります。)

※さらに、「漁労設備(漁具等)」のみの取得でも対象になりました

(補助率) 2/3 (国1/3 都道府県1/3)

※ 補助残1/3の漁協等負担分については、無利子融資等の活用で負担が軽減されます。

事業の概要



※ 申請は、都道府県、漁協にお願いします。

【お問い合わせ先】

水産庁沿岸沖合課 03-6744-2393

激甚災害法 に基づく災害復旧事業
(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律)

養殖施設の復旧を支援 します

～ **個人**の養殖施設が対象です ～

※ 漁協等が所有する共同利用施設の復旧には、次の事業で支援を行います。
農林水産業共同利用施設災害復旧事業(経営局)

●東北地方太平洋沖地震による津波等の災害

被災した養殖施設



養殖施設の復旧



【お問い合わせ先】

●水産庁増殖推進部栽培養殖課

TEL 03-6744-2383

内容

東日本大震災で被災した養殖施設の原形への復旧を支援します。

(適用地域)

- ① 養殖施設の2割以上が被害を受けた市町村
又は
- ② 被害額の合計が2000万円を超える市町村

(対象施設)

災害復旧事業費が13万円以上の養殖施設

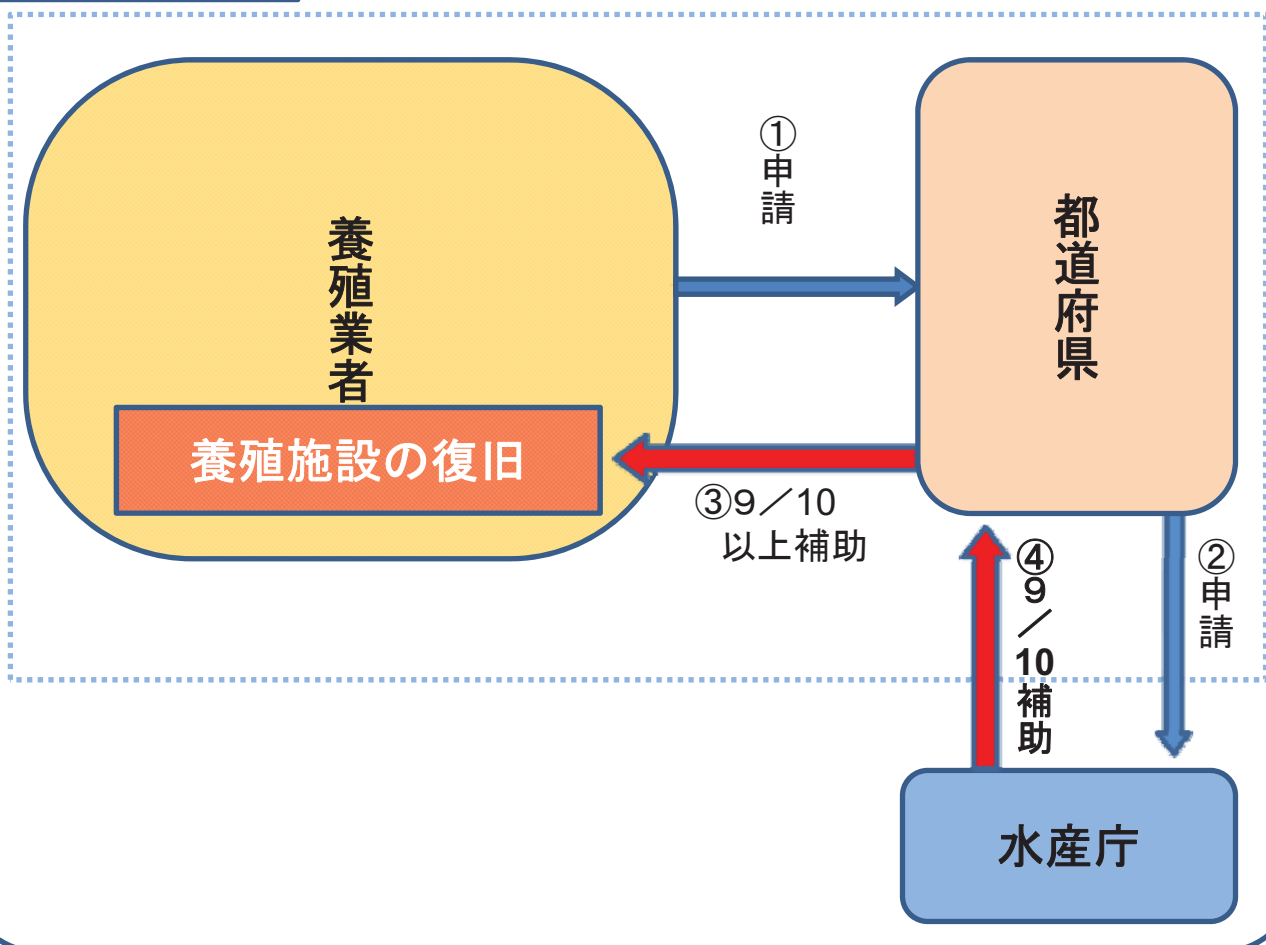
(補助率)

災害復旧事業費の9/10以内

※災害復旧事業費は被災施設の残存価格で算定

経過年数が明確に判明しない施設の残存価格については、岩手・宮城・福島は取得価格の4分の3、その他の道県は2分の1として算定

事業の流れ



※ 都道府県、漁協に相談し、申請願います。

さけ・ます生産地震災復旧支援緊急事業

平成24年春のさけ・ます稚魚放流を可能にするための仮設の施設の整備を支援します。

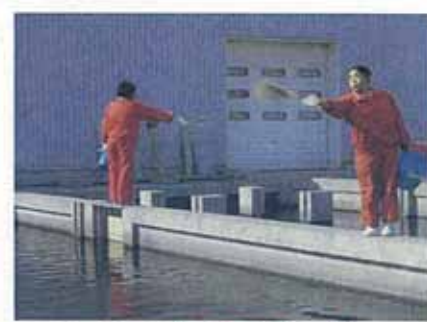
○仮設の捕獲施設や飼育池等の整備



捕獲施設



飼育池



平成24年春の種苗放流に向けた種苗生産が可能になる。

事業の内容

●平成24年春のさけ・ますの種苗放流を可能とするため、緊急対策として、仮設飼育池の整備等を支援します。

(整備の内容)

○捕獲・蓄養・採卵関連施設

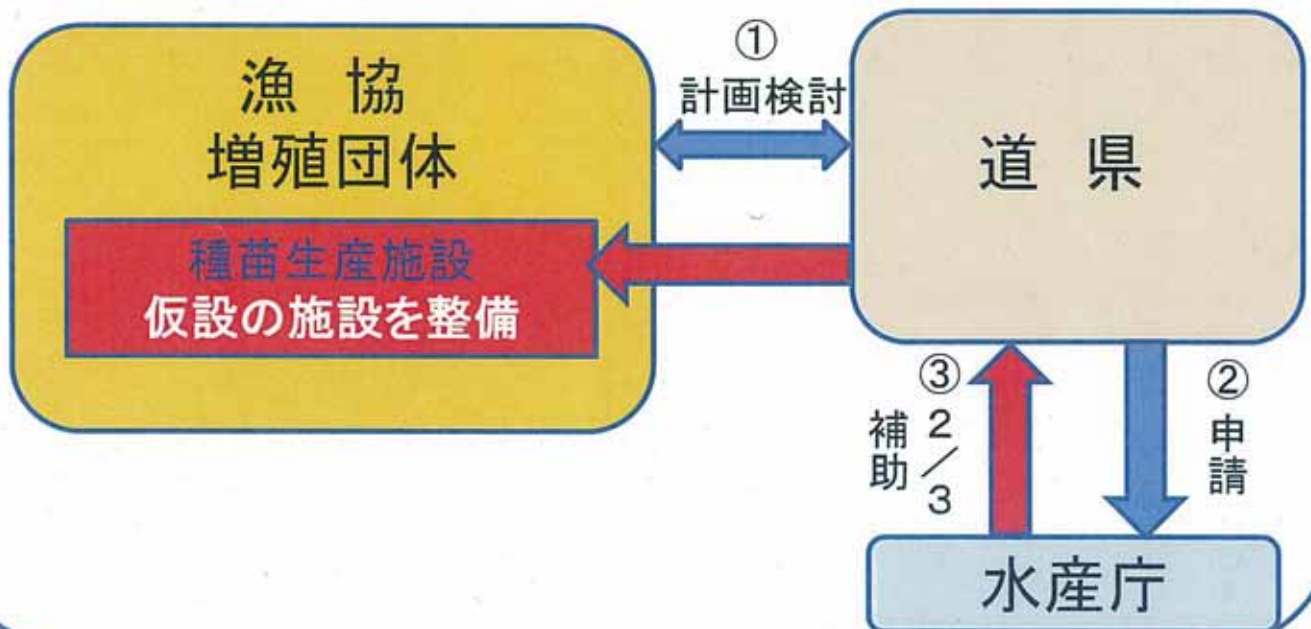
・仮設の魚止め装置、蓄養池、採卵室 等

○種苗生産関連施設

・仮設の浮上槽、飼育池、海中飼育いけす 等

(補助率) 2/3

事業の流れ



* お困りの際は、道県に相談願います。

【お問い合わせ先】

●水産庁裁培養殖課 03-3502-8489

市場、加工場、冷凍・冷蔵施設などで すぐ使う機器等の整備を支援します

水産業共同利用施設復旧支援事業

●こんな場合に本事業をご活用ください

水産業共同利用施設において

○所有していた機器等が被災して破損・流出し、使えなくなってしまった。

○被災地の民間企業同士で共同利用する機器等が欲しい。など

～ 主な整備対象機器(例) ～



- フォークリフト
- 電子はかり
- 仮設冷凍・冷蔵庫
- 高圧洗浄機
- 仮設倉庫
- 製氷機
- 加工機器
- 鮮度保持容器



事業を実施できる団体等

- ◆漁業協同組合連合会
- ◆漁業協同組合
- ◆水産加工業協同組合連合会
- ◆水産加工業協同組合
- ◆事業協同組合連合会
- ◆事業協同組合(設立準備中を含む)
- ◆市町村、道県

補助率

認められた事業費(購入費)の

- ①岩手県、宮城県、福島県内は「2/3以内」
- ②北海道、青森県、茨城県、千葉県内は「1/2以内」

よくある質問

Q 1 事業期間はいつまでですか？

A 1 事業が認められた日から平成24年3月までです。

Q 2 新しい機器を入れる際、設置費や被災した古い機器の撤去費も支援の対象になりますか？

A 2 対象になります。

Q 3 支援を受けたいときは、どちらに問い合わせればよいですか？

A 3 下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせは、
道県水産担当部局または水産庁加工流通課(TEL03-6744-2349)まで

この事業は農林水産業共同利用施設災害復旧事業です。

共同利用施設の復旧を支援します

◆農協や漁協等が所有する共同利用施設の復旧費用を国が助成する事業です◆

【農業協同組合等が所有する施設】

- ・カントリーエレベータ
- ・農産物処理加工施設
- ・農産物市場 等



【漁業協同組合等が所有する施設】



- ・魚市場
- ・水産物処理加工施設
- ・養殖施設 等

【森林組合等が所有する施設】

- ・木材処理加工施設
- ・種菌培養施設
- ・木材市場 等



【補助率】

9/10以内

お問い合わせ先は
裏面をご覧ください

【詳しい内容は、お近くの農政局等までお問い合わせ下さい】

◆農業協同組合関係

- | | |
|----------------|------------------|
| ▽農林水産省経営局経営政策課 | TEL 03-3502-6442 |
| ▽東北農政局総務部検査課 | TEL 022-221-6160 |
| ▽関東農政局総務部検査課 | TEL 048-740-0020 |
| ▽北陸農政局総務部検査課 | TEL 076-232-4190 |
| ▽東海農政局総務部検査課 | TEL 052-223-4616 |
| ▽近畿農政局総務部検査課 | TEL 075-414-9015 |
| ▽中国四国農政局総務部検査課 | TEL 086-224-9408 |
| ▽九州農政局総務部検査課 | TEL 096-211-9079 |
| ▽沖縄総合事務局経営課 | TEL 098-866-1628 |

◆漁業協同組合関係

- | | |
|-----------|------------------|
| ▽水産庁防災漁村課 | TEL 03-3502-5638 |
|-----------|------------------|

◆森林組合関係

- | | |
|-----------|------------------|
| ▽林野庁木材産業課 | TEL 03-3502-8062 |
|-----------|------------------|

漁業関係資金無利子化事業のご案内

「漁船が流失してしまった」「漁具が破損してしまった」
しかし、返済が重いのでローンをためらっている

という皆様へ

東日本大震災対策により

ローンの利息が

0%

になります

償還期限も延長されます

詳しくは裏面へ！！

それは、こんな事業です

- **日本政策金融公庫資金** が**無利子**で借りられます。
- **漁業近代化資金** も**無利子**で借りられます。
- **償還期限** を**3年間延長**するので、返済の負担が軽くなります。
※ 据置期間も3年間延長されます。

みなさまの質問にお答えします

- Q1 誰が無利子で融資を受けられるのですか。
💡 東日本大震災により被害を受けた全国の漁業者、漁協などです。また、漁業近代化資金は、水産加工業者もご利用いただけます。
- Q2 融資を受けるのには何が必要なのですか。
💡 被災した事を証明する資料(罹災証明書等)が必要です。
(詳しくは、公庫又は信漁連などの金融機関へお問い合わせ下さい。)
- Q3 漁船、漁具ともに流失したのだが、どちらも対応してもらえるのですか。
💡 今回の無利子化事業は、漁船の建造だけでなく、漁具や養殖施設なども対象としていますので、漁業の再開にお役立てください。
- Q4 融資の申し込みはいつまで受け付けているのですか。
💡 当面、平成24年3月末までを予定しています。

まずはご相談ください



- お近くの漁協・信漁連・農林中央金庫支店
- お近くの(株)日本政策金融公庫支店(沖縄県は、沖縄金融公庫)
- 水産庁 水産経営課 03-6744-2347

漁業関係公庫資金無担保・無保証人事業のご案内

「早く漁業を再開したい」「再開準備のための融資を受けたい」
「でも担保も保証人もない」という皆様へ

東日本大震災対策により

無担保・無保証人

で日本政策金融公庫の
融資が受けられます。

償還期限も延長されます

詳しくは裏面へ！！

それは、こんな事業です

- すべての日本政策金融公庫資金が対象となります。
- 融資にあたり、融資対象物件以外、担保を必要としません。
- また、保証人も必要としません。
- 償還期限を3年間延長するので、返済の負担が軽くなります。
※ 据置期間も3年間延長されます。

皆様の質問にお答えします

Q1 誰が融資を受けられるのですか。



東日本大震災により被害を受けた全国の漁業者、漁協などです。

Q2 融資を受けるのには何が必要なのですか。



被災した事を証明する資料(罹災証明書等)が必要です。
(詳しくは公庫へお問い合わせ下さい。)

Q3 融資の申し込みはいつまで受け付けているのですか。



当面、平成24年3月末までを予定しています。

まずはご相談ください



- お近くの(株)日本政策金融公庫(農林水産事業部)支店
(沖縄県は、沖縄金融公庫)
漁協・信漁連・農林中央金庫支店
- 水産庁の担当部局 水産経営課 03-6744-2347

漁業者等緊急保証対策事業のご案内

「早く漁業を再開したい」「再開準備のための融資を受けたい」
「でも担保も保証人もない」という皆様へ

東日本大震災対策により

漁業信用基金協会が
皆様の借入金を
全額保証 します

保証料助成も行います

詳しくは裏面へ！！

それは、こんな事業です

- すべての事業資金の保証支援を行います
- 保証料は最初の1年間は無料です
- 漁業信用基金協会への会員出資をされている方は、新たな出資負担はありません。
- 所要額の 100%が保証されます（一部除外資金があります）
- 保証限度額はありませ

皆様の質問にお答えします

Q1 誰が保証を受けられるのですか



東日本大震災により被害を受けた全国の中小漁業者、水産加工業者、漁協などです。

Q2 保証を受けるのには何が必要なのですか



被災した事を証明する資料（罹災証明書等）が必要です。
（詳しくは信漁連や漁協、漁業信用基金協会へお問い合わせ下さい。）

Q3 保証の申込みはいつまで受け付けているのですか



当面、平成24年3月末までを予定しています。

まずはご相談ください

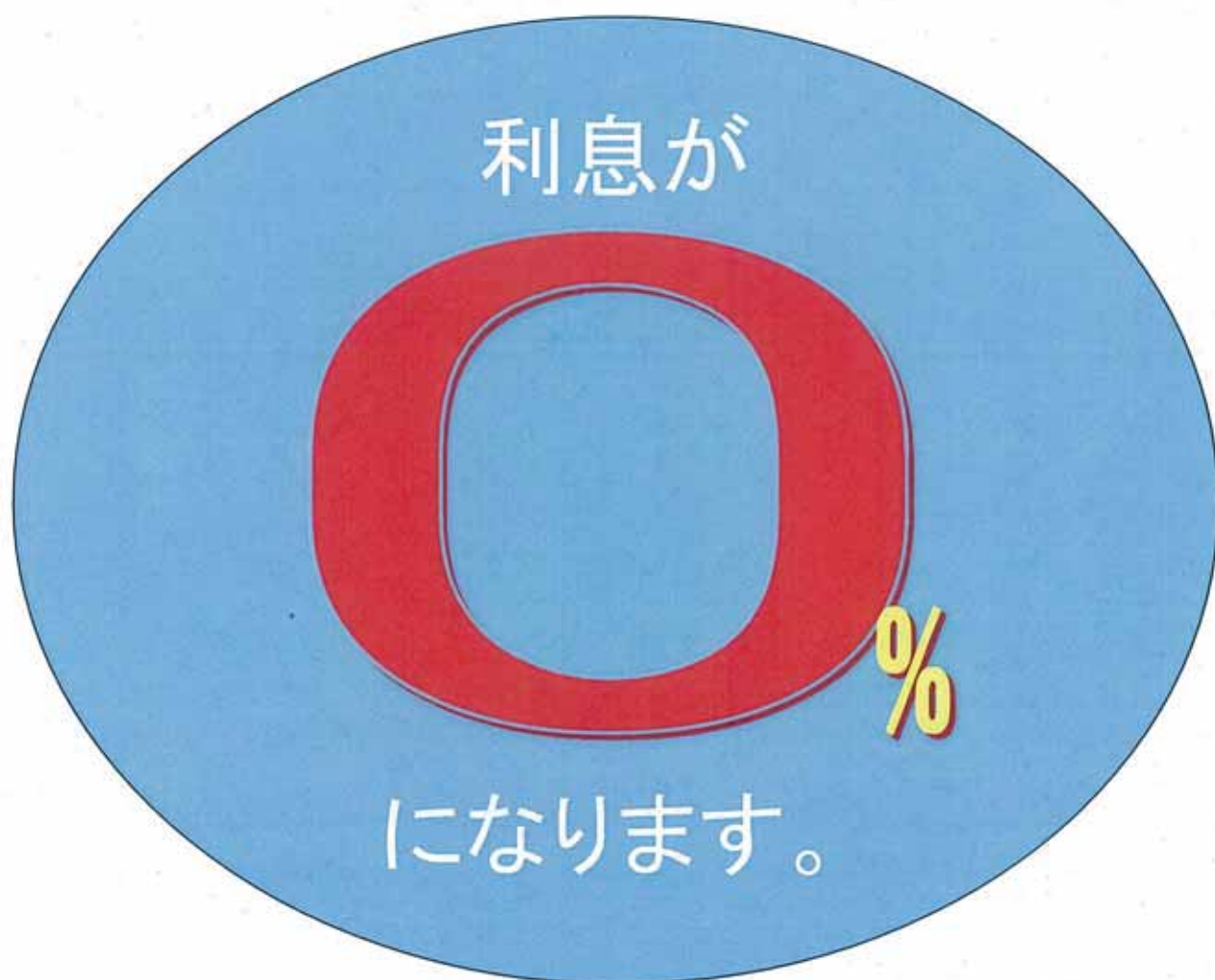


- お近くの信漁連等の民間金融機関
<http://www.jfmbk.jp/ib/japan-map.htm>
- お近くの漁業信用基金協会
<http://www.gyoshinki-chuo.or.jp/sub4.html>
- 水産庁の担当部局 水産経営課 03-6744-2346

漁協経営再建緊急支援事業のご案内

漁協再建のための

「設備資金」「運転資金」
「負債整理資金」が



それは、こんな事業です

○ 被災された漁協、漁連の経営の再建、維持安定に必要な資金が無利子で借りられます。

○ 漁業者等緊急保証対策事業の活用により、無担保・無保証人での借り入れが可能です。

皆様の質問にお答えします

Q1 誰が融資を受けられるのですか。



東日本大震災により被災された漁協及び漁連です。

Q2 どうすれば、融資を受けられるのですか。



設備資金・運転資金の利用は償還計画、負債整理資金の利用は償還計画と経営再建計画(収益向上などの計画)の審査を通過した漁協、漁連が融資を受けられます。

Q3 融資の申し込みはいつまで受け付けているのですか。



当面、平成24年3月末までを予定しています。

まずはご相談ください

